

生命環境系助教の公募について

このたび本学生命環境系では、下記により助教を公募いたします。応募される方は、以下の募集要項によりご応募いただきたくお願いいたします。

募 集 要 項

- 1 採用予定職 助教（ITF 助教）
※ITF 助教の詳細については、備考を参照してください。
- 2 採用人数 1 名
- 3 機関名および所在地 筑波大学生命環境系
〒305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1
- 4 募集分野と概要 生物材料工学分野
生物材料工学分野では、カーボンニュートラル社会の実現にきわめて重要な生物材料である木材の利用技術の開発を行っており、再生可能なエネルギー利用を推進するGX（グリーン・トランスフォーメーション）を推進して循環型社会を構築することを目標としています。今回の募集では、木材バイオマスの利活用を研究対象とし、物理的・化学的・工学的アプローチによって、その加工や有効成分の抽出等に関する先進的な研究を推進し、新たに有効なバイオマス製品の開発につながる研究に精力的に取り組む若手教員を募集します。
- 5 担当職務
筑波大学生命環境系の教員として、生命環境学群生物資源学類、大学院生命地球科学研究群生物資源科学学位プログラムおよび農学学位プログラムの研究・教育・組織運営に関する業務を担当していただきます。授業科目は以下のとおりです。
 - 1) 生命環境学群 生物資源学類：
環境工学基礎実験、生物材料科学実験、Biomaterial Science、生物材料科学
 - 2) 大学院生命地球科学研究群 生物資源科学学位プログラム：
生物環境工学特別研究IS・IF・IIS・IIF
生物環境工学演習IS・IF・IIS・IIF
 - 3) 大学院生命地球科学研究群 農学学位プログラム：
食料・バイオマス科学講究I・II・III
- 6 応募資格
博士の学位を有すること。または、採用日までに博士の学位を有していること。応募時点で学位取得が見込まれる状態の場合には、学位取得予定日とその取得のための準備状況について確認できる書類（指導教員の所見など、様式不問）を応募書類に加えること。
- 7 採用予定年月日
令和7年5月1日以降なるべく早い時期。ただし、着任時期については適格者の事情により勘案できることがある。
- 8 任期
任期3年 その後1年ごとに更新する場合あり。 最大合計5年

9 待遇

給与：基幹年俸制、本学の規定に基づき決定します。

勤務時間：1日7時間45分、週5日勤務を基本とする裁量労働制

休日：土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始

社会保険等：国家公務員共済組合、厚生年金、雇用保険及び労災保険に加入

10 応募方法と応募書類（任意書式、各1部）

以下の応募書類を電子メールでお送りください。

- (1) 履歴書（写真貼付、連絡先とメールアドレスを明記）
- (2) 研究業績リスト[審査付き原著論文、審査付き国際会議論文、著書、総説、解説、その他全ての研究発表、特許、受賞、外部資金獲得実績、資格などに分類したもの。]
- (3) 主要論文のpdfファイル（3編以内）
- (4) これまでの研究概要（1500字程度）
- (5) 着任後の研究と教育の抱負（1500字程度）
- (6) 応募を照会できる者2名の氏名・連絡先を記した書面
- (7) 特定類型自己申告書（別紙1をスキャンコピーで提出）
- (8) 欧州経済領域（EEA）在住者は、EU一般データ保護規則に基づく個人データの取り扱い及び域外移転に関する同意書（別紙2をスキャンコピーで提出）

※ 日本語もしくは英語で作成して下さい。

※ 提出書類に含まれる情報は選考および採用以外の目的には使用いたしません。

11 選考内容：書類審査並びに面接（対面もしくはオンライン）により行います。

面接の際はセミナー（日本語または英語）を依頼させて頂くことがありますのでご了承ください。

12 提出期限 令和6年12月27日（必着）

13 問い合わせ及び応募書類提出先：

筑波大学生命環境系 教授 石井 敦

(ishii.atsushi.fu[#]u.tsukuba.ac.jp) [#]の代わりに@を入れてください。

※ 応募される際、電子メールのタイトルを「生命環境系助教応募」として下さい。

※ 応募を確認した後、こちらから受領確認の返信をします。連絡がない場合は不達の可能性がありますので、必ず確認をお願いします。

【備 考】

- ・本学は、「男女共同参画社会基本法」の精神及び「筑波大学ダイバーシティ基本理念・基本計画」の理念・方針に則った人事選考を行っております。
- ・本学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、「国立大学法人筑波大学安全保障輸出管理規則」を定め、外国人、外国の大学・企業・政府機関等出身者又は特定類型該当者の雇用の際に厳格な審査を実施しています。
- ・この公募は、筑波大学 ITF 助教制度を適用する公募です。ITF 助教制度については、こちら (<https://www.tsukuba.ac.jp/about/jobs-information/pdf/itf-assistantprofessor.pdf>) をご参照ください。

令和 年 月 日

特定類型自己申告書

筑波大学長 殿

所属(予定)部署名 生命環境系

氏 名 _____

署 名 _____

私は、貴学が以下に記載する類型①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴学の法令遵守のため、類型①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

記

私は、

 以下の類型①に該当します。

類型①とは、外国政府等及び外国法人等(外国の大学・研究機関を含む)と雇用契約等を結んでいる場合をいいます。

具体例として:

- 1) 大学に所属して研究に従事しているが、外国企業^{※1}の従業員としての籍を残している。
- 2) 学生の身分を有しつつ、外国のベンチャー企業^{※1}の経営に参画している。
- 3) 外国の大学等と兼業(クロスアポイントメントを含む。)をしている。

※1:いわゆる外資系企業の日本法人は含まれません。

 以下の類型②に該当します。

類型②とは、外国政府等から多額^{※2}の経済的利益を受けている場合をいいます。

具体例として:

- 1) 外国政府等から多額^{※2}の留学資金の提供を受けている。
- 2) 外国政府等の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として多額^{※2}の研究資金や生活費の提供を受けている。

※2:年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。

 上記の類型のいずれにも該当しません。

なお、今後類型①又は②に該当する場合は、あらためて特定類型自己申告書により申し出ます。

注1:該当する場合は複数チェックが可能です。

注2:上記類型に変更があった場合には、再度、特定類型自己申告書により申し出てください。

注3:本申告書の内容について、本学における輸出管理上必要となる場合には 関係者に共有される場合があります。

(参考:本申告書の法令根拠は裏面を参照してください。)

＜法令根拠＞：「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（役務通達）の一部を改正する通達より抜粋：

別紙14 誓約書の例

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

御中

____年 ____月 ____日

住所 _____

氏名 _____

私は、貴学が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。）の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴学の法令遵守のため、役務通達の1(3)サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

記

私は、

- 以下の類型①に該当します。
 以下の類型②に該当します。
 以下の類型①及び②に該当します。
 以下の類型のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。

類型①：外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（その本邦内の支店、出張所その他の事務所を除く。以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

(イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

(ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

類型②：外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

以上

【部局事務取扱担当者記入欄】

担当部局名 _____

担当者名 _____

TEL _____

別記様式

EU一般データ保護規則（GDPR）に基づく
個人データの取扱い及び域外移転に関する同意書

国立大学法人筑波大学（以下「法人」といいます。）は、この同意書第1項に掲げる利用目的のため、個人データのご提供をお願いしています。

欧州経済領域（European Economic Area）の構成国及び英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）（以下「EEA等」といいます。）に所在する方から提供いただく個人データについては、日本国の関係法令、法人の法人規則等のほか、EU一般データ保護規則第2016/679号（General Data Protection Regulation）（以下「GDPR」といいます。）を遵守し、セキュリティの重要性を認識した上で適切に取り扱います。

また、ご提供いただいた個人データについては、EEA等域外に所在する法人へ移転します。

この取扱い及び域外移転に同意いただける場合は、ご署名の上提出してください。

ただし、この同意書第6項に定めるとおり、GDPR第6条第1項（b）における取扱いの適法性及びGDPR第49条第1項（b）における域外移転の適法性に基づき個人データの取扱い及び域外移転を行う場合については、この同意書における同意の有無にかかわらず、該当規定に基づき適法とされます。

1 個人データの利用目的

法人は、次に掲げる事項を目的として、ご提供いただいた個人データ（家族の情報を含む。）を利用します。

- (1) 採用選考（提供いただいた個人情報の内容確認その他採用選考における個人情報の主体と本学とのやり取りの一切を含みます。）
- (2) 雇用手続き
- (3) 人事管理（人事管理情報を基盤とする各種情報システム上の運用を含みます。）
- (4) 労務管理
- (5) 健康管理
- (6) 税務等の手続き
- (7) その他採用活動及びその後の雇用契約、人事管理に付随して必要となる各種事務手続き（本学内における個人情報の共有を含みます。）

2 個人データの管理

法人は、取得した個人データを適切に管理し、法人の法人規則等により定められた期間保存するとともに、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止のため必要な措置を講じます。

3 個人データの第三者への提供

取得した個人データは、データ主体の同意を得ている場合や法令に基づく場合を除き、原則として法人以外の第三者に提供することはありません。ただし、第1項の業務の遂行のため、法人内において個人データを共有し、又は次に掲げる第三者に提供し、若しくは当該第三者と共有する場合があります。

- (1) 行政機関、裁判所等の公的機関
- (2) 手続き上必要な民間企業

4 個人情報の取扱い業務の委託

取得した個人データは、第1項の業務の遂行のため、手続き上必要な民間企業により取り扱われることがあります。この場合、法人は委託先の処理者に対し、個人データの安全管理が適切に行われるよう必要な監督を行います。

5 データ主体の権利

データ主体は、次に掲げる権利を有します。これらの権利行使等を希望される場合は、この同意書末尾の問合せ先まで事前にご連絡ください。

- (1) 自己の個人データ及び個人データの取扱いに関する情報へアクセスする権利
- (2) 個人データの訂正文は消去を求める権利
- (3) データ主体と関係する取扱いの制限を管理者から得ることを要求する権利
- (4) データポータビリティの権利
- (5) 個人データの取扱いに対して異議を述べる権利
- (6) データ主体に関する法的効果を生じさせる、又はデータ主体に対して同様の重大な影響を及ぼすプロファイリングを含む専ら自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利
- (7) いつでも同意を撤回する権利（ただし、その撤回前の同意に基づく取扱いの適法性に影響を与えるものではありません。）
- (8) EEA等の各国に設置されているGDPRの適用を監視するための監督機関に異議を申し立てる権利

6 個人データの取扱い及び域外移転に関する適法性の根拠についての補足

- (1) データ主体が契約当事者となっている契約の履行のために取扱いが必要となる場合又は当該契約の締結前にデータ主体の要求に際して手段を講ずるために取扱いが必要となる場合（GDPR第6条第1項（b））における取扱いの適法性については、この同意書における同意の有無にかかわらず、当該規定に基づき適法とされます。
- (2) データ主体と管理者（筑波大学）との間の契約の履行のために移転が必要となる場合又は当該契約の締結前にデータ主体の要求により措置を実施するために移転が必要となる場合（GDPR第49条第1項（b））における域外移転の適法性については、この同意書における同意の有無に関わらず、当該規定に基づき適法とされます。

7 問合せ先

国立大学法人筑波大学
生命環境系 石井 敦
E-mail: ishii.atsushi.fu@u.tsukuba.ac.jp

この同意書に記載の事項について、同意します。

日付： _____ 年 _____ 月 _____ 日

署名： _____